

令和7年度 岩沼市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和7年度岩沼市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

岩沼市長 佐藤 淳一



記

第1 総則

- 1 この計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 市は、家庭及び事業所から排出される一般廃棄物を、市民または事業所からの申請に基づき、以下の方法により処理する。
- 3 一般廃棄物のうち、ごみの収集・運搬及び処分については、事業活動に伴って排出されるごみの収集・運搬を除き、亘理名取共立衛生処理組合において行う。
- 4 一般廃棄物のうち、し尿等の収集・運搬及び処分については、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の収集・運搬を除き、亘理名取共立衛生処理組合において行う。

第2 基本的事項

- 1 処理区域 岩沼市全域
- 2 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) 推計人口

	令和3年 (実績)	令和4年 (実績)	令和5年 (実績)	令和6年 (実績)	令和7年 (見込み)
推計人口	43,974人	43,870人	43,450人	43,264人	43,457人
前年度比	-0.03%	-0.24%	-0.96%	-0.43%	0.45%

※ 各年10月1日現在

(2) ごみ総排出量

亘理名取共立衛生処理組合の「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、3Rの推進、ごみや資源物の分別排出の更なる周知を図りながら、総排出量につき前年度比0.5%減を目標とする。

項 目		令和5年度（実績）	令和6年度（推計値）	令和7年度（見込み）
岩沼東部環境 センター 搬入量	可燃ごみ	11,391.64 t	11,047.22 t	10,988.28 t
	粗大ごみ	853.05 t	851.25 t	846.71 t
	資源ごみ	1,955.32 t	1,945.24 t	1,934.86 t
	有害ごみ	30.71 t	30.08 t	29.92 t
総 排 出 量		14,230.72 t	13,873.79 t	13,799.77 t
前 年 度 比		-5.4%	-2.5%	-0.5%

(3) 市民1人1日当たりごみ排出量

本市における1人1日当たり排出量については、岩沼市環境基本計画において令和7年度時点で870gを目標にしていることを踏まえ、前年度比1.7%減を目標とする。

項 目	令和5年度（実績）	令和6年度（推計値）	令和7年度（見込み）
年 間 日 数	366日	365日	365日
市民1人1日当たりごみ排出量	897 g	885 g	870 g
前 年 度 比	-5.3%	-1.3%	-1.7%

※ 人口は年度末時点、ごみ排出量は岩沼東部環境センター搬入量に埋立ごみ分を加えたもので算出

(4) し尿・浄化槽等汚泥排出量

公共下水道等の整備による水洗化の普及が進み、例年減少傾向にあることから、排出量については、令和6年度と同程度の増減率となる0.3%減を見込む。

項 目		令和5年度（実績）	令和6年度（推計値）	令和7年度（見込み）
浄化 センター	し 尿	878,246 ㍓	877,020 ㍓	874,389 ㍓
	浄化槽汚泥	2,086,540 ㍓	2,092,250 ㍓	2,085,973 ㍓
	農集排汚泥	408,270 ㍓	394,580 ㍓	393,396 ㍓
総 収 集 量		3,373,056 ㍓	3,363,850 ㍓	3,353,758 ㍓
前 年 度 比		-3.5%	-0.3%	-0.3%

第3 一般廃棄物処理実施計画

1 分別区分及び収集・運搬について

(1) 一般廃棄物の処理について

一般家庭から排出されるごみ及び資源物は、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集・運搬を行い、岩沼東部環境センターに搬入し処分する。

事業に伴って排出されるごみ及び資源物については、事業者自らが岩沼東部環境センターに搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を依頼する。

分 別 区 分		収集回数	収 集 方 法	処 理 方 法
一 般 家 庭 の 日 常 生 活 か ら 排 出 さ れ る ご み ・ 資 源 物	燃えるごみ	週 2 回	市民が指定袋でごみ集積所に集積し、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	焼却のち埋め立て
	缶類、びん類	週 1 回	市民がごみ集積所に設置された回収容器に集積し、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	ペットボトル、プラスチック資源、紙箱・紙袋・包装紙類		市民が指定袋でごみ集積所に集積し、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	
	紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類	月 2 回	市民が種類別に十字に結束、ごみ集積所に集積し、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	金属製品類、ガラスくず類	月 1 回	市民がごみ集積所に設置された回収容器に集積し、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	せともの類、複合素材製品類、有害・危険ごみ			前処理のち資源化または埋め立て
	粗大ごみ及び上記の重量等の制限を超える一時的な多量ごみ	市民が岩沼東部環境センターに直接搬入するか、代行運搬受付センターに申込みを行い、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。直接搬入ができず、代行運搬受付センターの予定とも合わない場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集する。		前処理のち資源化または焼却もしくは埋め立て
動 物 の 死 体	処理の申し込みがあったもの	市民が自ら岩沼市斎場に搬入する。		焼却のち埋め立て
	飼い主不明のもの	土地管理者等が収集し、岩沼市東部環境センターに搬入する。		
事 業 活 動 か ら 排 出 さ れ る ご み ・ 資 源 物	燃えるごみ	岩沼東部環境センターに直接搬入する。ただし、直接搬入できない場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集する。		焼却のち埋め立て
	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック資源、紙箱・紙袋・包装紙類、紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類、金属製品類、ガラスくず類、せともの類、複合素材製品類、有害・危険ごみ			前処理のち資源化または埋め立て
	粗大ごみ等			前処理のち資源化または焼却もしくは埋め立て

(2) 地区ごとの一般廃棄物の収集日・収集回数について

収集回数 収集区分 収集地区		週 2 回	週 1 回	月 2 回	月 1 回	月 1 回
		燃えるごみ	プラスチック資源、ペットボトル、缶類、びん類、紙製容器包装類	紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類	金属製品類、ガラスくず類	せともの類 複合素材製品 品類有害・
A	梶橋・相の原 1～3 丁目・中央 1～4 丁目	月・木曜日	金曜日	第 1・3 水曜日	第 1 火曜日	第 3 火曜日
B	館下 1～3 丁目・二木 1～2 丁目・大手町・稲荷町・本町	月・木曜日	金曜日	第 2・4 水曜日	第 2 火曜日	第 4 火曜日
C	桜 1～5 丁目・末広 1～2 丁目・藤浪 1～2 丁目	月・木曜日	火曜日	第 1・3 金曜日	第 1 水曜日	第 3 水曜日
D	桑原 1～4 丁目・桑原西 1 丁目・大昭和・西六角	水・土曜日	火曜日	第 2・4 金曜日	第 1 木曜日	第 3 木曜日
E	吹上 1～3 丁目・吹上西・阿武隈 1～2 丁目	水・土曜日	月曜日	第 1・3 火曜日	第 1 金曜日	第 3 金曜日
F	志賀・長岡・小川・三色吉・東谷地・敷島・山桜・大和・荒井・たけくま 1～3 丁目・北長谷・南長谷	火・金曜日	水曜日	第 1・3 月曜日	第 2 木曜日	第 4 木曜日
G	栄町 1～3 丁目・朝日 1～2 丁目・朝日・あさひ野 1～2 丁目	火・金曜日	水曜日	第 1・3 木曜日	第 1 月曜日	第 3 月曜日
H	土ヶ崎 1～4 丁目・竹の里 1～3 丁目・松ヶ丘 1～4 丁目・平等 1～4 丁目	火・金曜日	月曜日	第 2・4 木曜日	第 2 水曜日	第 4 水曜日
I	押分・空港南 1～5 丁目・下野郷・恵み野 1～3 丁目・玉浦西 1～4 丁目	水・土曜日	木曜日	第 2・4 月曜日	第 2 金曜日	第 4 金曜日
J	早股・寺島・里の杜 1～3 丁目	水・土曜日	木曜日	第 2・4 火曜日	第 2 月曜日	第 4 月曜日

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理について

し尿については、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が、浄化槽汚泥については、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者がそれぞれ収集・運搬を行い、浄化センターに搬入し処分する。

(4) 災害廃棄物への対応について

災害廃棄物への対応については、別途行うものとし、関係機関や民間の事業者との連携を図りつつ、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を図るとともに、市民生活の速やかな復旧・復興を期するものとする。

第4 一般廃棄物処理業の許可

(1) 一般廃棄物処分業

市内で排出されたごみの処分については、亘理名取共立衛生処理組合の処理施設で行われており、一般廃棄物処分業の新たな許可については、原則として見合わせる。ただし、亘理名取共立衛生処理組合がこれまで行ってこなかった新たな取組の展開が見込まれるものについては、別途検討を行う。

(2) 一般廃棄物収集運搬業

市が許可する一般廃棄物収集運搬業者は、令和6年度末時点で57業者となっている。既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集・運搬が行われており、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当であるため、当分の間、一般廃棄物収集運搬業の新たな許可については、原則として見合わせる。ただし、名取市、亘理町、山元町で収集・運搬の許可を受け、亘理名取共立衛生処理組合の処理施設で処分を行う場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の新たな許可を与える場合がある。

なお、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分業に伴う一般廃棄物収集運搬業や、既存の許可業者がこれまで行ってこなかった新たな取組の展開が見込まれるものについては、別途検討を行う。

第5 一般廃棄物の排出抑制及び資源化の推進のための主な施策

(1) ごみの正しい分別及び出し方の周知徹底

「ごみカレンダー」及び「ごみの分け方と出し方～保存版～」を全戸に配布するほか、市ホームページやごみ分別促進アプリに関連記事を掲載し、ごみの正しい分別及び出し方を周知徹底する。

(2) ごみの減量化の推進

生ごみ処理容器等設置補助金交付事業の活用を促進するほか、食品ロスの削減を目的とした「フードドライブ」を実施することで、一般家庭から排出されるごみの減量化を推進する。

(3) リサイクルの推進

再生資源の集団回収を行う子供会や自治会等に対して紙類・布類・金属類・びん類の回収量に応じた報奨金等を交付するほか、市内3か所への小型家電回収ボックスの設置に加え、小型家電無料回収イベントを実施することでリサイクルを推進する。